

## 平成28年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

## (1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	魅力ある地域づくり推進補助金事業 特産品開発や史跡巡りなど地域住民等が主体となって行う地域活性化や地域情報発信、交流人口拡大、地域資源を活用したブランド開発などの活動を支援するもの。(補助金1,000千円)	1,000
2	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	障害者住宅環境整備事業 障害者の自立した生活の実現を図るため、日常生活の利便性向上のための住宅改良に対して助成を行うもの。(扶助費2,298千円)	2,298
3	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	高齢者住宅環境整備事業 高齢者の自立した生活の実現を図るため、日常生活の利便性向上のための住宅改良に対して助成を行うもの。(補助金3,198千円)	3,198
4	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	温水プール機能訓練健康増進事業 高齢者を中心とした町民の健康増進を図るために、温水プールを機能回復訓練用プールとして町民に開放するもの。(機能訓練補助員1名:賃金等2,167千円)	2,167
5	6 農林水産業等の振興 (1) 農林水産業(県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。)の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費	農地貸借料助成事業 青年等の就農を促進するため、新規就農者の農地貸借経費に対して助成を行うもの。(補助金373千円)	373
6	6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費	担い手規模拡大農業者支援事業 農地の活用と担い手の確保を図るため、農地の賃借・農作業の受託を行う認定農業者等に対して助成金を支給するもの。(補助金2,000千円)	2,000
7	6 農林水産業等の振興 (4) 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費	森林シンポジウム開催支援事業 林業関係者・団体だけでなく、町民に広く林業の実態や重要性等に関する情報交換や情報提供等の機会確保を図るため、林業シンポジウム開催を支援するもの。(補助金540千円)	540
8	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	人権教育推進員設置事業 人権問題の解消を図るため、学習活動における指導、相談等を行う人権教育推進委員を設置するもの。(2名:報酬等4,783千円)	4,783
9	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	生活相談員設置事業 人権問題の解消を図るため、住民の生活上の相談に応じ、必要な助言、指導等を行う生活相談員を設置するもの。(3名:報酬等6,985千円)	6,985
10	7 人権尊重の社会づくりの推進 (5) 男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費	男女共同参画活動員設置事業 男女共同参画社会の実現を図るため、町民への情報提供、啓発、活動助言等を行う男女共同参画活動員を設置するもの。(1名:賃金等2,142千円)	2,142

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費(千円)
11	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費	文化活動推進事業 芸術、文化の普及、振興を図るため、芸能・陶芸等 町民の文化活動の支援等を行うもの。(文化協会委託 料310千円)	310
12	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれ るもの)の補修又は活用 に要する経費	文化財保存活用事業 町内文化財の保護・活用を図るため、文化財の維持 保存等の活動を行うもの。(清掃活動報償費70千円、 樹勢強化補助金146千円)	216
13	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演 劇等の芸術鑑賞会の開催に要する 経費	青少年劇場巡回公演事業 子ども達の豊かな心を育むため、児童・生徒が本物 の舞台芸術に触れ、体験する芸術鑑賞教育を行うも の。(委託料310千円)	310
14	9 市町村の自主的な行政運営	集落集会施設等整備補助事業 地域住民の交流及び生涯教育の推進を図るため、集 落活動の拠点である集会施設等の整備に要する経費に 対して助成を行うもの。(補助金1,000千円)	1,000
15	9 市町村の自主的な行政運営	集落ゴミステーション整備補助事業 コミュニティの活動と地域の環境美化を支援するた め、集落がゴミ収集置場として設置するゴミステー ションの整備に要する経費を助成するもの。(補助金 2,100千円)	2,100
16	9 市町村の自主的な行政運営	生ごみ再利用推進事業 家庭から出る生ごみを集落ごとに分別収集し、資源 (液肥)として有効活用を図り、ごみの減量化及びリ サイクルを推進するもの。(委託料6,211千円)	6,211
17	9 市町村の自主的な行政運営	小規模作業所等通所支援事業 障がい者の小規模作業所や小規模通所授産施設への 通所に係る交通費の一部を助成するもの。(扶助費 2,730千円)	2,730
18	9 市町村の自主的な行政運営	人工透析通院費助成事業 人工透析者の通院に要する経費を助成するもの。 (扶助費1,026千円)	1,026
事業費 計			39,389

## (2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費(千円)
1	②移住定住	住宅リフォーム等支援事業 若者世代等の定住促進と地域経済の活性化を図るた め、住宅リフォーム等(工事請負金額が100万円以 上)を行う者に対して補助するもの。(補助金5,700 千円)	5,700
2	⑤その他	高齢者等移動支援事業 高齢者等の生活に必要な交通手段を確保するため、 助成対象者に1/3の利用費でタクシーを利用していた とき、タクシー事業者に対して割り引いた料金部分の 補填を行うもの。(タクシー利用料9,600千円)	9,600

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
3	⑤その他	果樹優良園維持管理事業 新たに確保する担い手へ継承するまでの間、栽培継承が必要と認められる廃園予定の果樹優良園の維持管理に要する経費に対する補助を行うもの。（補助金1,248千円）	1,248
事業費 計			16,548

平成28年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分	
対象事業費 [①]	39,389
基本交付基準額（①×1/2 千円未満端数切り捨て） [②]	19,694
基本交付額 [③]	13,961
②と③のいずれか低い額 [④]	13,961
調整交付額分	
対象事業費 [⑤]	16,548
調整交付基準額（事業ごとの事業費×1/2（1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て）の計） [⑥]	3,624
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦]	3,184
平成28年度 交付額 [④+⑦=⑧]	17,145
平成27年度 精算額 [⑨]	0
平成28年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩]	17,145